



報道機関の皆さんへお知らせ

配付年月日	令和5年(2023年) 12月1日(金)	連絡先	渡島総合振興局保健環境部社会福祉課 課長 沼崎 正明 TEL 0138-47-9083 内線 3800
標 題	「令和5年度(2023年度)北海道福祉のまちづくり展」の開催について		
日 時	令和5年12月4日(月)～令和5年12月8日(金)		
場 所	渡島合同庁舎 1階 道民ホール		
内 容	<p>○令和5年度(2023年度)北海道福祉のまちづくり展</p> <p>道では、すべての道民が等しく自由に行動し、様々な分野に社会参加をしていく機会を等しく持つことができるよう、その基盤となる「福祉のまちづくり」を推進しており、「北海道福祉のまちづくり条例」の制定をはじめ、「北海道福祉のまちづくり賞」の表彰等、様々な取り組みを行っています。</p> <p>今回、北海道福祉のまちづくり賞の受賞者等、福祉のまちづくりに関する各種取組をパネル等で紹介する北海道福祉のまちづくり展を開催します。</p>		
取材に当たってのお願い	「北海道福祉のまちづくり展」を通して、福祉のまちづくりを広く道民に紹介することにより、福祉のまちづくりの取組が、一層、前進することが期待されますので、積極的な取材、報道をお願いします。		

「北海道福祉のまちづくり条例」の概要

北海道では、平成9年10月に「北海道福祉のまちづくり条例」を制定し、障がいのある人やお年寄り、赤ちゃんを連れた人など、だれもが気軽にまちに出かけ、建物や道路、公園などを安全で快適に利用することができる「福祉のまちづくり」を総合的に進めています。

総合的な「福祉のまちづくり」とは…

公共的な施設のバリアフリー化にととまらず、各種福祉サービスやボランティア活動の充実などソフト面の取組も含めて、福祉のまちづくりを推進します。

福祉のまちづくりを推進するためには、道だけでなく、事業者及び道民が福祉のまちづくりの重要性を理解し、積極的に参加、協力していくことが必要であることから、本条例には、道、事業者、及び道民の責務などを明らかにしています。

共に力を合わせ、一体となってみんなにやさしい福祉のまちづくりに取り組みましょう！

公共的施設の整備基準等

○ 整備基準(条例第17条)

公共的施設の出入口、廊下、階段、エレベーター、トイレ、駐車場、歩道、その他多数の方が利用する部分について、障がい者、高齢者等が円滑に利用できるような基準のこと。

○ 整備基準の遵守(条例第18条)

公共的施設を所有又は管理する方は、上記の整備基準に適合させるよう努めなければなりません。

○ 新築等の届出(条例第19条)

公共的施設の新築や改築等の整備をしようとする方は、事前にその内容の届出が必要です。

※ 整備の対象となる公共的施設

病院、百貨店、ホテル、飲食店、学校、共同住宅、道路、公園、その他の多数の方の利用に供する施設が対象となります。

★ 認定申請のあった公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、認定証を交付します。

整備基準(抜粋);建築物

駐車場

- 車いす使用者用駐車場の設置数は、次のとおりとします。
 - ・全駐車台数が200台以下の場合：(全駐車台数×1/50) 以上
 - ・全駐車台数が200台超えの場合：(全駐車台数×1/100) + 2 以上
- 車いす使用者駐車場は、建物の出入口に近い部分設けるとともに、屋根を設けるなど積雪や通路の凍結に配慮した構造とします。
- 幅は350cm以上とし、車いす使用者用である旨を積雪等に配慮した方法により表示します
- 敷地内の通路は滑りにくいものとし、幅は180cm以上とします。なお、高低差がある場合は、傾斜路を設けます。

敷地内通路

- 敷地内の通路は滑りにくいものとし、幅は180cm以上とします。 なお、高低差がある場合は、傾斜路を設けます。
- 案内標示板を設ける場合は、積雪等に配慮した高さとします。

出入口

- 直接地上に通ずる出入口の幅は120cm以上、それ以外の出入口の幅は90cm以上とします。
- 戸を設ける場合は、自動ドアか、障害のある人やお年寄りなどが開閉しやすいものとし、かつ、戸の前後に高低差がなく開閉時に廊下等に突出しない構造とします。
- 視覚障がい者等の衝突を防止するための措置を講じます。

階段・廊下

- 階段の幅は、原則として150cm以上とします。
- 階段の蹴上は16cm以下、踏面は30cm以上、蹴込は2cm以下とします。
- 両側に手すりを設け、端部付近及び必要な箇所に点字表示を行うとともに、端部が突出しない構造とします。
- 階段の上段及び下段に近接する踊り場の部分には、原則、注意喚起用床材を設けます。
注意喚起床材；点字ブロック
- 多数の人が利用する居室等に至る廊下の幅は、原則として180cm以上とします。

車いす使用者用トイレ

- 多数の人が利用するトイレが設けられている階の車いす使用者用便房の数は次のとおりとします。（男子用・女子用の区分があるときは、それぞれのトイレ）
 - ・便房の総数が200以下の場合：(全便房数×1/50) 以上
 - ・便房の総数が200超えの場合：(全便房数×1/100) + 2 以上
- 車いす使用者用便房の出入口の幅は、90cm以上とします。
- 車いす使用者用便房の洗浄装置は、靴べら式、光感知式など操作の簡単なものにします。
- 車いす使用者用便房には、非常用の呼出装置を設けます。
- 必要に応じ、人工肛門や人工ぼうこうを使用している人が、パウチやしびんを洗浄できる水洗器具等を設けます。
- 多機能便房の出入口には、見やすい方法により多機能便房である旨の表示を行います。
※ 車いす・オストメイト・乳幼児等の表示

案内設備

- 道等から案内設備までの経路のうち1以上は、点字ブロック又は音声誘導装置など、視覚障がいのある人を誘導できる設備を設けます。
- 案内標示板を設ける場合は、高さや文字の大きさ等に配慮し、必要に応じ点字表示を行います。
- 建物全体の案内標示板には、非常口を明示します。

エレベーター

- カゴ及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とします。
- カゴの構造は、奥行きを135cm以上、床面積を2.09㎡以上とし、内部に手すりを設けます。
- カゴ及び昇降ロビーの制御装置は、車いす使用者が利用しやすい位置に設けます。
- カゴの内部には、カゴが到着する階や、出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けます。
- 昇降ロビーは、幅及び奥行きを各180cm以上とします。

《 問い合わせ先 》

北海道庁：保健福祉部福祉局地域福祉課企画調整係

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111 (内線25-613)

FAX 011-232-4070